

利用するには？

医療保険、介護保険で

受けることができます

○医療保険での利用

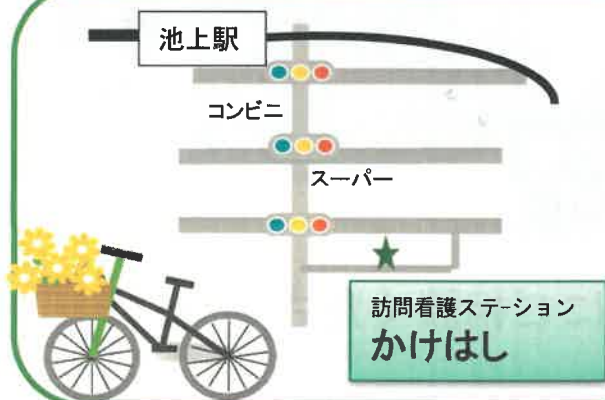
主治医にご相談ください。指示に基づき、必要なサービスを提供します。

○介護保険での利用

要支援、要介護の認定を受けている場合は、ケアマネージャーへご相談ください。居宅サービス、かかりつけ医と連携し、必要なサービスを提供します。

病状により適応保険は変わります。

入院、通院されている病院や
かかりつけ医、または当訪問看護
ステーションにご相談ください。



営業時間

月曜日から土曜日

9:00～17:00

各自宅への訪問時間

30分から1時間30分/回

※指示により異なります。

定休日

日曜日・祝祭日

年末年始（12月30日～1月3日）

サービス提供地域

池上 1～8丁目 千鳥 1～3丁目
西蒲田 1～8丁目 久が原 1～6丁目
南久が原 1～2丁目
矢口 1～3丁目 東矢口 1～3丁目
下丸子 1～4丁目 中央 1～8丁目
多摩川 1～2丁目 西馬込 1～2丁目
南馬込 4～6丁目

その他の地域でも

どうぞご相談ください

〒146-0082 東京都大田区池上6-26-15 2F

TEL03-5747-1230 FAX03-3755-3052

Email:kakehashi@mtnet.jp

介護保険事務所番号:1361190430



医療法人社団 松和会
訪問看護ステーション

かけはし



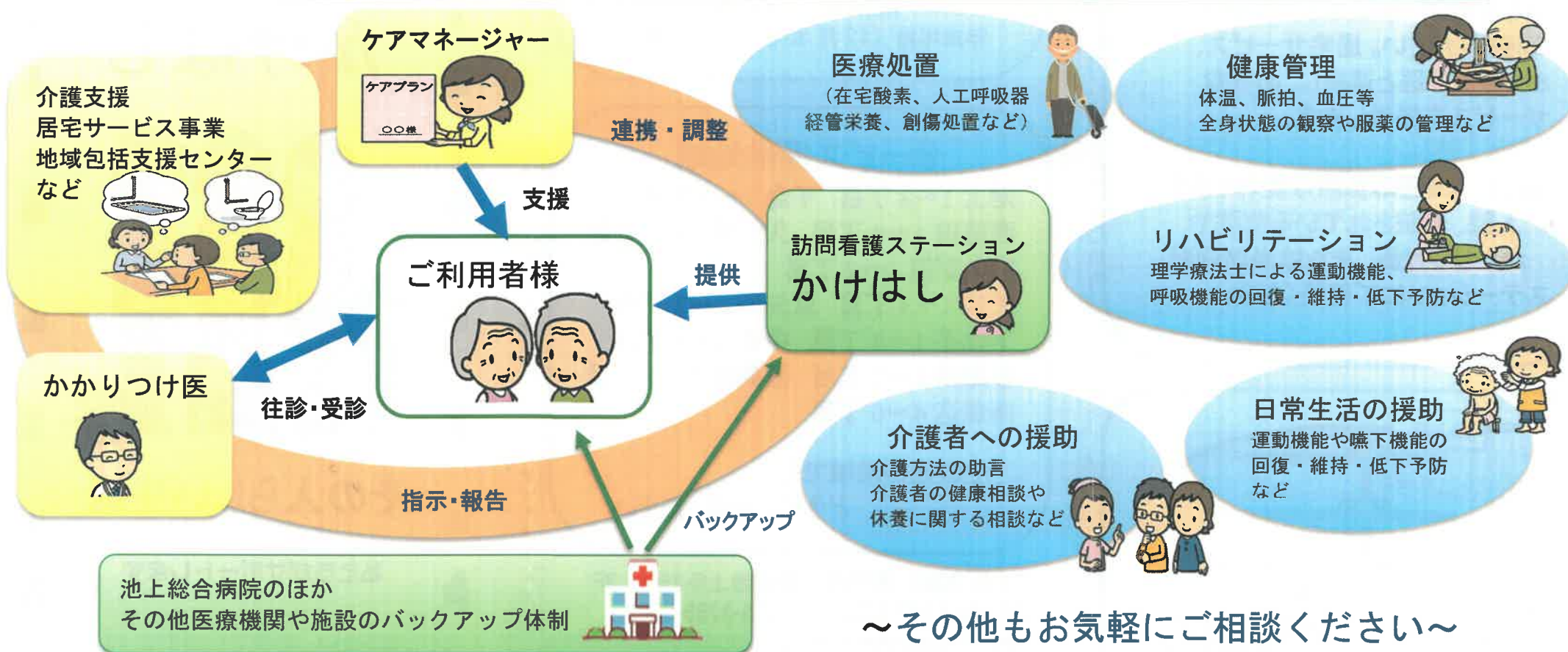
その人らしい生活

私たちがサポートします

訪問看護ステーションとは？

かかりつけ医と連携をとりながら、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で「その人らしい生活」を過ごせるように看護師や理学療法士がご自宅へ訪問し、療養生活を支援するサービスです。ご本人やご家族が安心して療養生活を送っていただけるように

私たちが“**かけはし**” となって皆様のお手伝いをいたします。



～その他もお気軽にご相談ください～

訪問看護サービス 契約書

____ 殿（以下「利用者」という）と医療法人社団松和会訪問看護ステーション
かけはし（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のと
おり契約する。

第1条（訪問看護サービス契約の目的）

- 1 事業者は、医師の指示、利用者の委託をうけて高齢者医療保険法、介護保険法、健康保
険法などの法令の趣旨に従い、疾病や負傷により在宅での療養を強いられている方が可
能な限りその能力に応じ療養生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供する。
- 2 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙「訪問看護利
用料金一覧表」の記載に従い、利用料自己負担分を支払うものとする。
- 3 前項の支払いに関して、事業者は当月分を翌月10日以降に請求および、現金にて集金
するものとする。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から1年間とし、利用者が下記第7条の理
由等により終了となるまで継続するものとする。
- 2 上記契約満了日の5日以上前に利用者から事業者に対して、文章による更新拒絶の申し
出がない場合は、自動更新されるものとする。
- 3 利用者からの更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者に情報を提供
するなど、必要な措置をとるものとする。

第3条（居宅サービス計画変更の援助）

事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当
の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡する等必要な援助を行うものとする。

第4条（サービス内容の変更）

利用者は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができる。

事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目
的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更する。

第5条（事業者の解除権）

- 1 事業者は、利用者、御家族が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（暴力や
大声で威嚇する、体を押さえつける、性的な発言をするなどのハラスメント行為）をな
し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契
約の目的を達することが困難である場合には、2週間以上の予告期間をもって、この契
約を解除することができる。
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護
支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、必要な処置をとるもの

とする。

第6条（利用料の滞納）

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担額を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し1ヶ月以上の期間を定めて、この契約を解除する旨の催告をすることができる。
- 2 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者から第1項の期間内に滞納額の支払いが無かった場合には、文書をもってこの契約を解除することができる。

第7条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとする。

- 1 利用者が死亡したとき。
- 2 利用者が医師に確認した上で、文書等により解除の意思を通知したとき。
- 3 事業者から解約の意思表示が文書等により通知され、予告期間が満了したとき。
- 4 利用者が介護保険施設へ終身入所、または入院した場合。
- 5 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合等。

第8条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、速やかに利用者に対して法の定めに従って合理的範囲内において、損害を賠償する。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではない。
- 2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとする。

第9条（個人情報の取り扱い）

- 1 事業者及びその従業員は、「個人情報保護法」を遵守し、個人情報の保護のため積極的に取り組むものとする。この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。
- 2 事業者は、サービスの提供のため利用者の個人情報を取得し利用するものとする。尚、本目的以外で個人情報を利用しないものとする。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の同意を得た場合に、サービス担当者会議等において、個人情報を使用するものとする。

第10条（苦情処理）

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合に、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の諸機関に、苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、合理的範囲内においてサービスの向上、改善に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合に、これを理由としていかなる不利益な扱いもしないものとする。

第11条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 訪問看護師は担当医師に定期的に報告書および計画書の提出を行うものとする。
- 2 事業者は定期的に目標達成状況等を記載した記録を作成して、利用者に対し説明および提出するものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存するものとする。
- 4 利用者は、事業者に対し、いつでも訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができるものとする。但し、記録の閲覧については事業者の営業時間内とし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとする。

第12条（サービス保証期間・契約休止期間）

- 1 利用者は、入院、施設入所、病状の変化などで長期のサービス提供の休止を必要とする場合は、速やかに事業者に連絡するものとする。
- 2 事業者は、サービス休止日から3週間をサービス保証期間とし、サービス保証期間中のサービス再開にあたっては、速やかにサービスが開始・提供できるように努めるものとする。
- 3 3週間のサービス保証期間を経過した場合は、事業者より説明し、サービス提供休止期間とみなす。尚、サービス提供休止期間中のサービスの再開にあたっては、訪問時間、訪問曜日、訪問担当者の変更がある場合があるが、優先的にサービスが再開できるように努めるものとする。

第13条（その他）

本契約書に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び利用者の家族と事業者、並びに担当の介護支援専門員または、利用者が住所を有する区市町村との協議により解決に努めるものとする。

重要事項説明書（訪問看護サービス）

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団松和会
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿三丁目12番12号
法人種別	医療法人
代表者名	富野 康日己
電話番号	03-5304-5660

2. 利用事業者

利用事業者の名称	訪問看護ステーション かけはし
指定番号	1361190430
所在地	東京都大田区池上6丁目26番15号
電話番号	03-5747-1230
管理者	佐々木 宏晃

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護ステーションかけはしの看護師は、要介護状態にある方に適正な指定訪問看護を提供する事を目的とする。
運営の方針	訪問看護ステーションかけはしの訪問看護師は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、有する能力に応じ自立を促し、医療処置および看護全般にわたる援助を行う。

4. 事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	4名	
理学療法士		3名
事務員		1名

5. 営業時間

平日（月～土）	午前9時～午後5時
休日	日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）

6. 提供するサービス

- (1) 利用者の要介護状態の軽減、悪化の予防に努め、自立支援のための適切なサービスを提供いたします。
- (2) サービスの提供はわかりやすく説明し、誠意を持って実施いたします。
- (3) サービスの提供は、別紙訪問看護計画書に基づき、利用者の病状の安定、機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- (4) サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従い実施いたします。
- (5) 主治医への報告は適宜行います。また、文書による訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- (6) 理学療法士のリハビリテーションは、看護業務の一環としてのリハビリテーションであり訪問看護師の代行として訪問します。

7. サービス提供地域

サービス提供地域は、大田区池上 1～8 丁目、西蒲田 1～8 丁目、千鳥 1～3 丁目、久が原 1～6 丁目、南久が原 1～2 丁目、矢口 1～3 丁目、東矢口 1～3 丁目、下丸子 1～4 丁目、中央 1～8 丁目、多摩川 1～2 丁目、西馬込 1～2 丁目、南馬込 6～8 丁目 とします。

8. 苦情申立て窓口

相談窓口	訪問看護ステーション かけはし 佐々木 宏晃 Tel 03-5747-1230 月～土 午前8時30分～午後5時
区・市役所介護保険課	介護サービス担当 Tel 03-5744-1655 月～金 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会（東京都）	Tel 03-6238-0177 月～金 午前9時～午後5時

9. 利用料金

介護保険と医療保険の適応優先順位は法に定められています。利用者は訪問看護を受けた場合、当訪問看護ステーションに下記の利用料金を支払います。

(1) 利用料

① 介護保険の対象者

介護保険法に基づき算定された単位数に地域ごとの単価を乗じた額から、「介護保険負担割合証」に提示された割合（1割・2割・3割）で自己負担額の算定を行います。介護保険では必要に応じて、30分未満・60分未満・90分未

満の訪問看護の利用料の算定を行います。サービス提供地域を超えた場合、事業者の交通費は別途請求いたします。

- ② 医療保険法に基づき訪問看護療養費として、保険証に提示された割合（１割・２割・３割）で算定を行います。サービス提供地域を超えた場合、事業者の交通費は別途請求いたします。
- ③ 高齢者医療保険法に基づき訪問看護療養費として、高齢者受給者証に提示された割合（１割・２割・３割）で算定を行います。サービス提供地域を超えた場合、事業者の交通費は別途請求いたします。

②③の保険では、３０分以上１２０分未満の訪問看護の基本療養費をその他加算の合計にて算定されます。

＊利用料金は、法により定められた次の加算の種類があります。

介護保険・・・初回・特別管理・退院時共同指導等

医療保険・・・重症・地域連携退院時共同指導・特別管理等

＊公費負担医療の受給者は、一部を除いて基本料金が免除されます。

尚、詳しい利用料については訪問看護利用料金一覧表（介護保険）・（医療保険）を追付します。

（２）保険適用外利用料金（当ステーションが定めた実費の料金）

- ① 使用した衛生材料やオムツ代金、介護用品等の実費
- ② 介護保険で９０分を超える訪問・医療保険で１２０分を超える訪問等
- ③ キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ予定されたサービスの変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	１，０００円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	料金の１００％を請求いたします。

※ただし、ご利用者の緊急受診や入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

（３）交通費

前記７のサービス提供地域に在住している利用者は交通費の請求はありません。
当該地域外の利用者で、バイク・自動車を使用した場合は、１ｋｍにつき１２０円、駐車場（別途）、または公共の交通機関を使用した場合は実費での支払いとなります。

(4) 利用料金の支払い

支払いは月 1 回です。

毎月 1 日から末日までの訪問について、翌月 10 日以降に請求書を発行いたします。
利用料金の支払い方法は、現金による支払い（おつりのないようご協力お願いいたします）、利用者指定口座からの自動振替による支払いのいずれかになります。
入院や訪問終了など集金が出来ない場合は、郵送にて振込のご案内をいたします。

10. 緊急時の対応

(1) サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医と連絡をとり、適切な処置を行います。

主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の処置を講じます。

(2) 看護師が緊急時の処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告します。

11. 事故発生時の対応

(1) サービス提供中に事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2) サービス提供中に事故が発生した場合は、事故の状況、及び行った処置を記録します。

(3) サービス提供中により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 秘密の保持

当該事業を行う上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。

災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

14. 高齢者虐待について

利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置、苦情対策等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の対策を講じます。

15. ハラスメントについて

サービス利用提供中に利用者・家族が、暴力やハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、以降状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合がございます。例)叩く・蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、体を押さえつける、性的な発言をするなど。

16. その他

- (1) 看護師は、利用者個人の金銭の管理や貸借などの取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- (2) 看護師に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。

訪問看護ステーション かけはし 個人情報保護に関する方針について

訪問看護ステーション かけはし は、個人情報保護に関する法律を遵守して、権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- (1) 個人情報は適正な取得に努めます。
- (2) 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対応します。
- (3) 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- (4) 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
通常、必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
尚、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意志表示をしていただきます。意志表示がない場合は、同意が得られたものとします。
- (5) 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため、同意を文書で得ないことがあります。
- (6) 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従い開示します。
- (7) ご質問やご相談、開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記担当者がお受けします。

相談窓口部署 医療法人社団 松和会 訪問看護ステーション かけはし
個人情報管理統括責任者 佐々木 宏晃
TEL 03-5747-1230 FAX 03-3755-3052

利用者の個人情報の保護に関する同意書

私（利用者および家族）の個人情報について、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理
損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については適用される法律のもとに処分すること。

訪問看護サービス契約に関する同意書

私は、「訪問看護サービス契約書」及び「重要事項説明書」、「利用者の個人情報の保護に関する同意書」に基づいて、訪問看護ステーションかけはし からサービス内容及び重要事項の説明を受け、下記の内容を承諾しサービスの提供を受けることに同意します。

1. 適切なサービスを受けるため、事業者が個人情報を関連機関等に提供すること。
2. 保険の適応外のサービスを受けた場合は、「訪問看護利用料金一覧表」に基づく実費を支払うこと。
3. 訪問看護における「複数名訪問加算」のサービスの利用の取り扱いについて
・同意します ・同意しません
4. 区市町村等に情報提供を行うことについて ・同意します ・同意しません

以上の契約を証する為本書 2 通を作成し、利用者と事業者が署名押印の上、1 通を保有するものとします。

【契約締結日】令和 年 月 日

【事業者】

所在地 東京都大田区池上六丁目 2 6 号 1 5 番

名称 医療法人社団松和会 訪問看護ステーションかけはし

管理者氏名 佐々木 宏晃

印

説明者 佐々木 宏晃

印

【ご利用者様】

住所

氏名

印

(代筆)

【ご家族様または代理人】

住所

氏名

(続柄)

印

令和元年 6 月 21 日改訂

令和 3 年 1 月 25 日改訂

令和 4 年 3 月 7 日改訂

【医療保険】 訪問看護ステーション かけはし 利用料金一覧表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療保険者証を持っている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費保険者証に記載
現役並みの所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

2. その他の医療保険の方

- ・義務教育就学前 2割負担
 - ・70歳以上75歳未満の方 1・2割負担 現役並みの所得の方3割負担
- ※70歳以上75歳未満において昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割
医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

3. 看護基本療養費

サービス内容	料金	
看護基本療養費Ⅰ	週3回まで	週4回目以降
	5550円/日	6550円
看護基本療養費Ⅱ	週3回まで	週4回目以降
	2780円/日	3280円
看護基本療養費Ⅲ	8500円/回（入院中1回又は2回）	

4. 訪問看護管理療養費

訪問回数	料 金
月の初日の訪問	7670円/日
月の2回目以降の訪問	2500円/日

5. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	利用料	備考
特別管理加算		
(Ⅰ) 特別な管理のうち重症度等の高い場合	5000円/月	Ⅰ. (ア) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 Ⅱ. (イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、(ウ) 人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者、(エ) 真皮を超える褥瘡がある状態にある者 (オ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
(Ⅱ) 特別な管理を要する場合	2500円/月	
※対象者は週4日以上 of 訪問看護が算定できる		
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5200円/日	「長時間の訪問を要する利用者」は①15歳未満の超重症児又は準超重症児②特別管理加算の対象者③特別管理加算に係る訪問看護を受けている者。
難病等複数回訪問看護加算		1日に2回または3回以上の訪問看護の加算です。
1日2回	4500円/日	
1日3回以上	8000円/日	

退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回)	8000円/日	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な相談指導を行った場合に算定します。
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	2000円/日	
退院支援指導加算	6000円/日 8400円/日	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院当日に看護師が訪問した場合に算定します。 長時間の訪問を要するものに対し(長時間訪問看護加算備考に準ずる)長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき。
複数名訪問看護加算 看護師と訪問看護 その他の職員と訪問看護 ※その他の職員…看護師等(保健師、助産師、看護師、准看護師、OT、PT、ST)又は看護補助者 週1日(但し看護補助者の場合週3日) (回数制限のない場合もある)	4500円/日 4500円/日 (但し准看護師3800円/日、 看護補助者3000円/日)	1人での訪問が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)に複数名で訪問します。 ①末期の悪性腫瘍など厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特別訪問看護指示書期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な看護を必要とする方 ※看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 1日1回の場合 3000円 1日2回の場合 6000円 1日3回の場合 10000円(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2000円/日	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行う場合に算定します。
在宅患者連携指導加算(月1回)	3000円/日	医療関係職種間の連携による指導等です。
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12900円/日	専門の技術をもった看護師と同行し、より良いケアを提供します。
訪問看護情報提供療養費1	1500円/日	当該市町村等に情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費2	1500円/日	当該義務教育諸学校に情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費3	1500円/日	保険医療機関等に情報提供した場合
訪問看護感染症対策実施加算	1500円/日	令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い訪問看護療養費を算定した日に訪問看護感染症対策実施加算を算定します。その後は30回の算定につき1回、訪問看護感染症対策実施加算を算定します。

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のあるかた・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師により急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア気管カニューレを使用している状態イ真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで)訪問看護が適用となります。

※ 衛生材料・介護用品は実費

※ サービス提供地域外の訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収いたします。

また、バイク・車等使用時は半径1km毎に120円、別途駐車場代を徴収いたします。

※ 営業時間内で1時間30分を超える訪問(長時間訪問看護加算対象外の時)の時は、30分毎に3000円が自己負担になります。

※ 週3回を超える訪問(回数制限のある方)については、1回につき6500円が自己負担になります。

私は、上記料金内容の説明を受け、同意いたします。

利用者または代理人

令和 年 月 日

(続柄) 印

平成30年4月1日 改訂
令和元年9月1日 改訂
令和4年4月1日 改訂
令和6年6月1日 改訂

【介護保険】訪問看護利用料金一覧表

医療法人社団松和会 訪問看護ステーションかけはし

〈看護師 1 名で訪問の場合〉

営業時間内訪問	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
30 分未満	5369 円	537 円	1074 円	1611 円
60 分未満	9382 円	939 円	1877 円	2815 円
90 分未満	12859 円	1286 円	2572 円	3858 円
理学療法士等による 訪問の場合 1 回 20 分 以上（6 回/週まで）	3351 円	335 円	670 円	1005 円

〈複数名訪問加算〉

営業時間内訪問	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
所要時間が 30 分未満	2895 円	290 円	579 円	869 円
所要時間が 30 分以上	4582 円	459 円	917 円	1375 円

〈その他加算〉

	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
長時間訪問看護加算 （1 回につき）	3420 円	342 円	684 円	1026 円
特別管理加算（Ⅰ）	5700 円	570 円	1140 円	1710 円
特別管理加算（Ⅱ）	2850 円	285 円	570 円	855 円
初回加算（Ⅰ）	3990 円	399 円	798 円	1197 円
初回加算（Ⅱ）	3420 円	342 円	684 円	1026 円
退院時共同指導加算 （1 回につき）	6840 円	684 円	1368 円	2052 円
看護・介護職員 連携強化加算	2850 円	285 円	570 円	855 円

※ 衛生材料・介護用品は実費

※ 90 分以上の訪問は特別管理加算や週 3 日以上点滴注射が必要な方のみが対象となります。その方が 90 分を超えた場合は 30 分ごとに 3000 円となります。

※ サービス提供地域外の訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収いたします。また、バイク・車等使用時は半径 1 km 毎に 120 円、別途、駐車場代を徴収いたします。

☆1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人口肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方で、ご利用の同意を得て算定します。

- ① 利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状態から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

☆3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。初回加算（Ⅰ）は、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定。初回加算（Ⅱ）は、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。退院当日の訪問も医師の指示により算定します。

☆4 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

☆5 理学療法士等による訪問の場合、1回20分以上とし、1週間に6回までの算定制限があります。1日に連続して2回を超えると90/100の減算になります。

例) 1日に60分の理学療法士等による訪問看護を行う場合は、以下のようになります。

$$293 \text{ 単位} \times 90/100 = 263.7 \text{ (少数点以下四捨五入)} \rightarrow 264 \text{ 単位} \times 3 = 792 \text{ 単位}$$

※1単位単価＝(1等地) 11.4円で計算

☆6 訪問看護費（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合）について、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

私は、上記料金内容の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者または代理人

(続柄) ㊞

平成30年4月1日改訂 令和元年9月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂

【介護予防】訪問看護利用料金一覧表

医療法人社団松和会 訪問看護ステーションかけはし

〈看護師 1 名で訪問の場合〉

営業時間内訪問	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
30 分未満	5141 円	514 円	1028 円	1543 円
60 分未満	9051 円	905 円	1810 円	2715 円
90 分未満	12426 円	1243 円	2486 円	3728 円
理学療法士等による 訪問の場合 1 回 20 分 以上（6 回/週まで）	3237 円	324 円	647 円	971 円

〈複数名訪問加算〉

営業時間内訪問	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
所要時間が 30 分未満	2895 円	290 円	579 円	869 円
所要時間が 30 分以上	4582 円	459 円	917 円	1375 円

〈その他加算〉

	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
長時間訪問看護加算 （1 回につき）	3420 円	342 円	684 円	1026 円
特別管理加算（Ⅰ）	5700 円	570 円	1140 円	1710 円
特別管理加算（Ⅱ）	2850 円	285 円	570 円	855 円
初回加算（Ⅰ）	3990 円	399 円	798 円	1197 円
初回加算（Ⅱ）	3420 円	342 円	684 円	1026 円
退院時共同指導加算 （1 回につき）	6840 円	684 円	1368 円	2052 円
看護・介護職員 連携強化加算	2850 円	285 円	570 円	855 円

※ 衛生材料・介護用品は実費

※ 90 分以上の訪問は特別管理加算や週 3 日以上点滴注射が必要な方のみが対象となります。その方が 90 分を超えた場合は 30 分ごとに 3000 円となります。

※ サービス提供地域外の訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収いたします。また、バイク・車等使用時は半径 1 k m 毎に 120 円、別途、駐車場代を徴収いたします。

☆1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

(Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

人口肛門、人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡がある状態

点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方で、ご利用の同意を得て算定します。

① 利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③ その他利用者の状態から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

☆3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。初回加算（Ⅰ）は、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定。初回加算（Ⅱ）は、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。退院当日の訪問も医師の指示により算定します。

☆4 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

☆5 理学療法士等による訪問の場合、1回20分以上とし、1週間に6回までの算定制限があります。1日に連続して2回を超えると50/100の減算になります。

例) 1日に60分の理学療法士等による訪問看護を行う場合は、以下のようになります。

$283 \text{ 単位} \times 50/100 = 141.5$ （少数点以下四捨五入）→ $142 \text{ 単位} \times 3 = 426 \text{ 単位}$

※1単位単価＝（1等地）11.4円で計算

☆6 訪問看護費（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合）について、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、更に1回につき15単位を減算します。

私は、上記料金内容の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者または代理人

（続柄） 印

平成30年3月31日作成 令和元年9月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂

訪問看護ステーションかけはし 指定訪問看護事業運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 医療法人 松和会（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションかけはし（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適正に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションかけはし
- (2) 所在地 東京都大田区池上六丁目 26 番 15 号
(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

看護職員：常勤換算 2.5 名以上（うち 1 名以上は常

勤常勤職員）

看護職員は主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 理学療法士：必要に応じて配置

訪問看護の範疇でサービスを提供する。

- (4) 事務職員：1 名以上

必要な事務を行う。

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

- (2) 営業時間：午前 9 時から午後 5 時 00 分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

- (4) 連絡体制など：営業時間内による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明するものとする。

- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。

- (3) 訪問看護報告書の作成を行う。

- (4) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。

（利用料等）

第7条 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本料金料の支払いを利用者から受けるものとする。

2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

3 その他の利用料として次の額の支払いを受ける。

- (1) 営業時間内で1時間30分を超える訪問看護料金：30分あたり1,500円
- (2) 営業時間外の訪問看護料：設定なし
- (3) 営業日以外の訪問看護料金：30分あたり2,500円
- (4) 週3回を超える訪問看護料（回数制限のない疾患・状況を除く）：30分あたり2,500円
- (5) 死後の処置料：10,000円

4 おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。また、実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 事務所から半径1Km毎に 120円
- (2) 公共交通機関利用は実費負担

5 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料（個別の費用ごとに区分）の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は大田区池上一～八丁目、西蒲田一～八丁目、千鳥一～三丁目、久が原一～六丁目、南久が原一～二丁目、矢口一～三丁目、東矢口一～三丁目、下丸子一～四丁目、中央一～八丁目、多摩川一～二丁目、西馬込一～二丁目、南馬込四～六丁目とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故処理）

第12条 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 本事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修を施す。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置。

2. 本事業所は、サービス提供中に、当該事務所の従業者または擁護者（利用者の家族など利用者を現に

養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修：年 6 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者だった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

5 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日改訂。

この規定は令和 4 年 3 月 1 日改訂。

医療法人社団松和会訪問看護ステーションかけはし運営規定（介護保険・訪問看護）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団松和会（以下「本事業者」という。）が設置する医療法人社団松和会訪問看護ステーションかけはし（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団松和会訪問看護ステーションかけはし
- (2) 所在地 東京都大田区池上六丁目26番15号
（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護職員：常勤2.5名以上（うち1名以上は常勤職員）

看護職員は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 理学療法士等：必要に応じて配置

- (4) 事務職員：1名以上

必要な事務を行う。

（営業日および営業時間）

第5条 事務所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：営業時間内電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた

適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護報告書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供
(利用料等)

第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19条)によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 事務所から半径1Km毎に 120円

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明し(印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は大田区池上一〜八丁目、西蒲田一〜八丁目、千鳥一〜三丁目、久が原一〜六丁目、南久が原一〜二丁目、矢口一〜三丁目、東矢口一〜三丁目、下丸子一〜四丁目、中央一〜八丁目、多摩川一〜二丁目、西馬込一〜二丁目、南馬込四〜六丁目とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡がつかない場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第12条 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した

場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 本事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修を実施する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置。

2. 本事業所は、サービス提供中に、当該事務所の従業員または擁護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修：年 6 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者だった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

5 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日改訂。

この規定は令和 4 年 3 月 1 日改訂。

医療法人松和会訪問看護ステーションかけはし 指定介護予防訪問看護事業運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団松和会（以下「本事業者」という。）が設置する医療法人社団松和会訪問看護ステーションかけはし（以下「本事業所」という。）において実施する指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が介護予防状態等となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団松和会訪問看護ステーションかけはし
- (2) 所在地 東京都大田区池上六丁目26番15号
(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）
管理者は、主治医の指示書及び介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき適切な指定介護予防訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：常勤2.5名以上（うち1名以上は常勤職員）
看護職員は主治医の指示書及び介護予防ケアプランに沿って、指定介護予防訪問看護計画書を作成しそれに基づき指定介護予防訪問看護を実施する。

- (3) 事務職員：1名以上
必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 本事務所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：営業時間内電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定介護予防訪問看護は利

用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付
計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及び介護予防ケアプランに沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医、地域包括支援センター等との必要な連携
(利用料等)

第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19条)によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 事務所から半径1Km毎 120円

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の訪問看護の実施地域は大田区池上一～八丁目、西蒲田一～八丁目、千鳥一～三丁目、久が原一～六丁目、南久が原一～二丁目、矢口一～三丁目、東矢口一～三丁目、下丸子一～四丁目、中央一～八丁目、多摩川一～二丁目、西馬込一～二丁目、南馬込四～六丁目とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定介護予防訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第12条 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了

の日から2年間保存する。

- 3 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 本事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修を実施する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置。

2. 本事業所は、サービス提供中に、当該事務所の従業員または擁護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修：年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者だった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

5 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成29年6月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日改訂。

この規定は令和4年3月1日改訂。